

第3子以降の保育料などを助成します

本市独自の取り組みとして、国の「幼児教育・保育の無償化制度(3~5歳児と市民税非課税世帯の0~2歳児の保育料が無償化)」の対象とならない第3子以降の児童について、「第3子以降保育料等負担軽減事業」として、保育園や幼稚園、認定こども園などの入園料、保育料、副食費(以下、保育料等)の全額または2分の1を助成しています。

【問い合わせ】教育委員会子ども課(☎41-3149)



■対象児童

市内在住で、18歳以下の最年長者から数えて3番目以降の児童

■助成額

世帯全員の令和4年度市町村民税の所得割合計額(以下、所得割合計額)に応じて助成

※対象児童の保育料等に自己負担が発生しない場合や、国・市の各種補助金の合計額が保育料等の年額相当の場合は対象外です

- 所得割合計額が97,000円未満の世帯…令和4年度分として支払った対象児童の保育料等の全額
- 所得割合計額が97,000円以上の世帯…令和4年度分として支払った対象児童の保育料等の2分の1

■対象施設(市外を含む)

認可保育所等(保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育施設)、幼稚園、認可外保育施設

■申請方法

利用施設を通じて必要書類を受け取り、同施設へ提出

※市外の保育施設を利用している場合や、年度途中で退所し保育施設を利用しなくなった場合は教育委員会子ども課(☎41-3149)へご連絡ください

●所得割合計額と助成額の例

【例①】父、母、小学生2人、保育園に通う児童1人(2歳児)の5人世帯の場合

●父母の収入と所得割額

	給与(税込み年収)	所得割額	
父	330万円	78,300円	保育料(副食費込み)は月額22,000円
母	150万円	16,800円	
合計	480万円	95,100円	

●助成・保護者負担の内訳

保育料(副食費込み) 22,000円(月額)	送迎費・主食費など
市の制度により全額助成	保護者負担

所得割合計額が97,000円未満のため、保育料(副食費込み)は市の「第3子以降保育料等補助事業」により、全額を助成します(送迎費・主食費などは保護者負担)。

●助成制度の対象児童の捉え方

18歳以下の最年長者から順に数え、3番目以降で保育所等を利用した児童が対象



【例②】父、母、高校生1人、中学生1人、保育園に通う児童1人(5歳児)の5人世帯の場合

●父母の収入と所得割額

	給与(税込み年収)	所得割額	
父	450万円	123,900円	保育料は無料(*)。副食費は月額4,500円
母	200万円	35,100円	
合計	650万円	159,000円	

●助成・保護者負担の内訳

保育料	副食費 4,500円(月額)	送迎費・主食費など
国の制度により無料	市の制度により2分の1助成	保護者負担

所得割合計額が97,000円以上のため、副食費は市の「第3子以降保育料等補助事業」により2分の1の額を助成します(送迎費・主食費などは保護者負担)。

*保育料は国の「幼児教育・保育の無償化制度」により無料

●9月から、国の「幼児教育・保育の無償化制度」の対象とならない0~2歳児の保育料を引き下げます。詳しくは、広報はなまき8月1日号でお知らせします

就学に向けた相談窓口を設置

小学校への就学を安心して迎えましょう

市教育委員会では、保護者が抱える就学に対する不安を解消するため、就学に向けた相談窓口を設置しています。小学校や特別支援学校への就学を安心して迎えられるよう、保護者の不安や悩みにお答えします。



次年度就学児教育相談 Q&A

就学に関する疑問にお答えします。お気軽に教育相談窓口へご相談ください。

Q. 就学相談はいつでもできますか?
A. 市教育委員会や、お子さんが通園している保育園などで随時受け付けていますので、気軽にご連絡ください。

Q. 学校見学は可能ですか?
A. 可能です。見学を希望する場合は、市教育委員会子ども課にご連絡ください。希望先の学校と見学日程を調整してご連絡します。

Q. 特別支援学校の見学や体験入学をすると必ず入学しなければなりませんか?
A. 学校見学や体験入学をしたからといって、入学を強要するものではありません。見学をするときは、お子さんに合った学びの場であるか確認しましょう。

■次年度就学児教育相談窓口
市教育委員会では、次の就学児教育相談窓口を設置しています。

子どもにとって適切な教育環境を考えていく場が次年度就学児教育相談です。
市教育委員会では、保護者が抱える「集団生活が苦手な学校生活が不安」「体にハンデがあるけど、学校でみんなと同じように生活ができるかな」などの不安を解消し、安心して就学を迎えられるようサポートします。子どもたちが自信と意欲を持って生き生きと学び、能力を伸ばしていくために、どのような教育環境や教育内容・方法が望ましいかを保護者と一緒に考えます。

【問い合わせ】
教育委員会子ども課
(☎41-3148)

直接、相談窓口でご相談いただくか、現在通っている保育園・幼稚園・認定こども園などを通じてご相談ください。
市教育委員会子ども課
(石鳥谷総合支所内)
○相談日：毎週月～金曜日
○受付時間：午前9時～午後5時
○電話：41-3148
教育相談室(まなび学園内)
○相談日：毎週火～金曜日
○受付時間：午前9時～午後4時
○電話：23-0260

■就学先決定までの流れ

